２　関係条例等

◇　糸魚川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

（目的）

第１条　この条例は、市、市民等及び事業者の連携のもとに、廃棄物の排出抑制及び再利用の促進による廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理することにより、資源循環型社会の形成と地域の生活環境の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　廃棄物　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する廃棄物をいう。

(2)　一般廃棄物　法第２条第２項に規定する廃棄物をいう。

(3)　特別管理一般廃棄物　法第２条第３項に規定する廃棄物をいう。

(4)　産業廃棄物　法第２条第４項に規定する廃棄物をいう。

(5)　家庭系廃棄物　一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。

(6)　事業系廃棄物　事業活動で生じた廃棄物をいう。

(7)　事業系一般廃棄物　事業活動で生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

(8)　市民等　市民、滞在者（通勤、通学、観光旅行等で滞在する者をいう。）及び民間団体（市民又は事業者が組織する民間の団体をいう。）をいう。

（市の責務）

第３条　市は、廃棄物の減量及び適正な処理（以下「廃棄物の減量等」という。）に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

２　市は、廃棄物の減量等に関する市民等及び事業者の自主的な活動を促進するように努めなければならない。

３　市は、市民等及び事業者に対し、廃棄物の減量等に関する意識の啓発及び情報提供に努めなければならない。

（市民等の責務）

第４条　市民等は、家庭系廃棄物の減量及び適正な処理に努めなければならない。

２　市民等は、廃棄物の減量等に関し、市の施策に協力しなければならない。

３　市民等は、商品を購入する際、当該商品の内容、包装、容器等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するように努めなければならない。

（事業者の責務）

第５条　事業者は、事業系廃棄物の排出を抑制し、自らの責任において適正に処理しなければならない。

２　事業者は、廃棄物の減量等に関し、市の施策に協力しなければならない。

３　事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の廃棄物の発生抑制に必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（一般廃棄物処理計画）

第６条　市長は、法第６条第１項の規定により一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

２　市長は、一般廃棄物処理計画を定めたとき又は変更したときは、これを公表しなければならない。

（家庭系廃棄物の処理）

第７条　市民等は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物を市長が指示する方法により排出しなければならない。

（事業系一般廃棄物の処理）

第８条　事業者は、一般廃棄物処理計画に従い、事業系一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに、自ら運搬し、若しくは処分し、又は市長が許可する一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に処理させなければならない。

（ごみ集積所の管理）

第９条　市民等は、家庭系廃棄物の排出に当たっては、その廃棄物が飛散し、流出し、又は悪臭を発散しないようにするとともに、家庭系廃棄物の集積場所（以下「ごみ集積所」という。）を常に適正に管理し、清潔に保つように努めなければならない。

２　ごみ集積所は、その場所を利用する自治会の代表者（各地区単位のごみ集積所を総合的に管理する区長、地区公民館長等をいう。）の申請に基づき、市長が指定するものとし、その維持管理は自治会が行うものとする。

３　市長が許可する者以外は、ごみ集積所に排出された家庭系廃棄物を収集し、又は運搬してはならない。

（廃棄物処理施設の設置）

第10条　本市で発生する廃棄物を処分するため、廃棄物処理施設を市が設置する。

２　廃棄物処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

区分	名称	位置
一般廃棄物処理施設	糸魚川市清掃センター	糸魚川市大字須沢2051番地２
	糸魚川市一般廃棄物最終処分場	糸魚川市大字大野5257番地１
産業廃棄物処理施設	糸魚川市産業廃棄物最終処分場	糸魚川市大字田中2591番地１

（廃棄物処理施設での処分等）

第11条　廃棄物処理施設において処分する廃棄物は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に掲げる廃棄物とする。

(1)　糸魚川市清掃センター（以下「清掃センター」という。）及び糸魚川市一般廃棄物最終処分場（以下「一般廃棄物最終処分場」という。）　法第６条の２第１項の規定に基づき、市が収集し、運搬し、及び処分すべき一般廃棄物並びに清掃センター及び一般廃棄物最終処分場の機能に支障が生じない範囲内において、法第11条第２項の規定に基づき、一般廃棄物と併せて処分できる産業廃棄物

(2)　糸魚川市産業廃棄物最終処分場　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第２条第９号の規定に基づき、事業者が処分する安定型産業廃棄物

２　前項第１号に掲げる廃棄物を市民等若しくは事業者が処分する場合又は同号に掲げる廃棄物以外の廃棄物を処分する場合において、市長が必要と認めるときは、清掃センター及び一般廃棄物最終処分場で処分することができる。

（廃棄物の処分の承諾）

第 12 条　前条第 1 項第 2 号に掲げる廃棄物を処分する場合又は同条第 2 項に掲げる廃棄物を処分する場合は、当該廃棄物を処分する前に市長の承諾を得なければならない。

(廃棄物処分手数料)

第 13 条　市民等又は事業者は、前条の規定により市長の承諾を得て廃棄物の処分を行う場合は、別表第 1 に定める手数料を納入しなければならない。

2　市民等又は事業者は、清掃センターの破砕設備を使用して廃棄物の処分を行う場合は、その重量の区分に応じて、前項の規定による額の 5 割の額を加算して納入しなければならない。

3　市長は、災害その他特別の事情があると認めるときは、廃棄物処分手数料の全部又は一部を減免することができる。

(適正処理困難物)

第 14 条　市長は、一般廃棄物のうち清掃センター及び一般廃棄物最終処分場で適正な処理が困難なものを適正処理困難物として指定することができる。

2　市長は、適正処理困難物を含む製品その他の物の製造、加工又は販売を行う事業者に対し、適正処理に必要な協力を求めることができる。

(排出禁止物)

第 15 条　市民等及び事業者は、清掃センター及び一般廃棄物最終処分場の機能に支障が生ずるおそれのある次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。

(1)　有害性のある物
(2)　危険性のある物
(3)　引火性のある物
(4)　著しく悪臭を発する物
(5)　特別管理一般廃棄物に指定されている物
(6)　前各号に掲げるもののほか、清掃センター及び一般廃棄物最終処分場の処理機能に支障が生ずる物

2　市民等及び事業者は、前項各号に掲げる一般廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(し尿くみ取り手数料)

第 16 条　市長は、本市の区域内の土地又は建物内のし尿を収集し、及び運搬した場合は、その土地又は建物の占有者から別表第 2 に定める手数料を徴収する。

2　市長は、遠距離、難路その他し尿の収集及び運搬に特別困難があると認めた場合は、その状況に応じて、前項の規定による額にその 5 割以内の額を加算して徴収することができる。

3　市長は、災害その他特別の事情があると認めるときは、し尿くみ取り手数料の全部又は一部を減免することができる。

(一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可)

第 17 条　法第 7 条第 1 項の規定により一般廃棄物の収集、運搬若しくは同条第 6 項の規定により一般廃棄物の処分を業(以下「一般廃棄物処理業」という。)として行おうとする者又は浄化槽法(昭和 58 年法律第 43 号)第 35 条第 1 項の規定により浄化槽清掃業を営もうとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた後、更新又はその内容を変更しようとするときも、同様とする。

(許可申請手数料)

第 18 条　前条の規定による許可を受けようとする者又は次条の規定による許可証の再交付を受けようとする者は、その申請の際、別表第 3 に定める手数料を納入しなければならない。

(許可証の交付)

第 19 条　市長は、第 17 条に規定する申請者に対し、許可をしたときは、その者に許可証を交付する。

2　前項の規定により許可証を交付された者(以下「許可業者」という。)は、当該許可証を紛失し、又はき損したときは、直ちにその理由を市長に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

(事業の休止及び廃止)

第 20 条　許可業者は、その事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、その 30 日前までに、市長に届け出なければならない。

(許可の取消し及び停止命令等)

第 21 条　市長は、許可業者が法又は法に基づく処分に違反する行為をしたときは、その許可の取消し又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止若しくは市長の指示する廃棄物処理施設への搬入の停止を命ずることができる。

(許可の取消し等による責任)

第 22 条　市長は、前条の規定に基づく許可の取消し又は事業の停止を命ずることにより、当該許可を受けた者が損害を受けることがあっても、一切その責めを負わない。

(許可証の返納等)

第 23 条　許可業者は、許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

2　許可業者は、許可証の有効期間が満了し、又はその許可が取り消されたときは、その日から 7 日以内に許可証を市長に返納しなければならない。

3　許可業者が事業の廃止、合併又は解散をしたときは、それぞれ本人、合併後存続する法人又は清算人は、直ちにその旨を市長に届け出て、許可証を返納しなければならない。

(報告の徴収)

第 24 条　市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者その他必要と認める者に対し、必要な報告を求め、又は指示することができる。

(立入検査)

第 25 条　市長は、法第 19 条第 1 項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、市長が指定する職員に、一般廃棄物を排出する事業者若しくは許可業者の事務所若しくは事業場に立ち入り、又は一般廃棄物の減量及び適正処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(廃棄物減量等推進審議会)

第 26 条　市長は、法第 5 条の 7 第 1 項に基づき、糸魚川市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2　審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1)　一般廃棄物処理計画の策定及び変更に関すること。

(2)　その他市長の諮問に応じ、廃棄物の減量等に関する重要事項を審議すること。

3　審議会は、前項各号に定める事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4　審議会は、市長が委嘱する委員 20 人以内をもって組織する。

５　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第 27 条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成 20 年４月１日から施行する。

（糸魚川市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例等の廃止）

２　次に掲げる条例は、廃止する。

（1）　糸魚川市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例（平成 17 年糸魚川市条例第 150 号）

（2）　糸魚川市清掃センター条例（平成 17 年糸魚川市条例第 151 号）

（経過措置）

３　この条例の施行の日の前日までに、廃止前の糸魚川市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例又は糸魚川市清掃センター条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附　則（平成 21 年６月 26 日条例第 34 号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（委員任期の特例）

２　この条例の規定により新たに委嘱する委員の任期については、第 26 条第５項の規定にかかわらず、平成 22 年３月 31 日までとする。

附　則（平成 21 年 12 月 16 日条例第 62 号）

（施行期日）

１　この条例は、平成 22 年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の規定は、この条例の施行の日以後のし尿収集、運搬及び処分に係るし尿くみ取り手数料から適用し、同日前のし尿収集、運搬及び処分に係るし尿くみ取り手数料については、なお従前の例による。

◇　糸魚川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則

(趣旨)

第１条　この規則は、糸魚川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成 19 年糸魚川市条例第 33 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(家庭系廃棄物集積場所の設置の届出)

第２条　条例第９条第２項に規定する申請は、家庭系廃棄物集積場所の設置(変更・廃止)申請書(様式第１号)により行うものとする。

(一般廃棄物と併せて処分できる産業廃棄物)

第３条　条例第11条第１項第１号に規定する一般廃棄物と併せて処分できる産業廃棄物は、次に掲げる産業廃棄物とする。ただし、有毒性、危険性、引火性又は著しい悪臭を伴うものを除く。

(1)　紙くず

(2)　繊維くず

(3)　動植物性残さ

(4)　前各号に掲げるもののほか市長が認めるもの

(廃棄物処分の依頼手続)

第４条　条例第 11 条第１項第１号及び同項第２号の規定にする廃棄物の処分を依頼しようとする者は、次の各号に定める手続きをとらなければならない。

(1)　事業者は、年間を通じて計画的に、廃棄物の処分を依頼しようとする場合は、処分をしようとする年度の前年度の３月末日までに廃棄物処分申込書(様式第２号)を市長へ提出し、承諾を得なければならない。

(2)　糸魚川市清掃センター又は糸魚川市一般廃棄物最終処分場で廃棄物の処分を依頼しようとする場合は、廃棄物処分依頼書(様式第３号)を市長へ提出し、承諾を得なければならない。

(3)　糸魚川市産業廃棄物最終処分場で安定型産業廃棄物の処分を依頼しようとする場合は、安定型産業廃棄物処分依頼書(様式第４号)を市長へ提出し、承諾を得なければならない。

(承諾書の交付)

第５条　市長は、前条各号の規定により廃棄物の処分を承諾する場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める承諾書を交付するものとする。

(1)　条例第 11 条第１項第１号に規定する廃棄物の処分の承諾　廃棄物処分承諾書兼処分手数料領収書(様式第５号)

(2)　条例第 11 条第１項第２号に規定する安定型産業廃棄物の処分の承諾　安定型産業廃棄物処分承諾書兼処分手数料領収書(様式第６号)

(廃棄物処分手数料の徴収)

第６条　条例第 13 条に規定する廃棄物処分手数料の徴収については、前条に規定する承諾書の交付を受ける際に徴収する。ただし、市長が特に認めた場合は、納入通知書を発行し、後納させることができる。

(し尿収集運搬委託料)

第７条　市長は、し尿の収集及び運搬を委託した者(以下「受託者」という)に対し、し尿収集運搬委託料として、収集及び運搬をしたし尿の数量が 100 リットル以下のときは一律 780 円を、100 リットルを超えるときはその数量に 10 リットル当たり 78 円を乗じて得た額を支払うものとする。

２　条例第 16 条第２項の規定により５割以内の額を加算してし尿くみ取り手数料を徴収した場合のし尿収集委託料の額は、前項の規定による額に当該加算額を加算した額とする。

３　受託者は、前２項の規定によるし尿収集運搬委託料をし尿の収集及び運搬した日の属する

月の翌月８日までに市長に請求しなければならない。

（し尿くみ取り手数料の納期限）

第８条　条例第 16 条の規定によるし尿くみ取り手数料の納期限は、し尿の収集及び運搬した日の属する月の翌月末とする。

２　前項に規定する納期限が糸魚川市の休日を定める条例（平成 17 年糸魚川市条例第２号）第２条に定める市の休日に当たるときは、その翌日をもって納期限とする。

（一般廃棄物処理業等の許可）

第９条　条例第 17 条の規定による許可又は更新の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業許可申請書（様式第７号）又は浄化槽清掃業許可申請書（様式第８号）を市長に提出しなければならない。許可又は更新の許可を受けた者が内容を変更しようとするときは、一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業許可変更申請書（様式第９号）を市長に提出しなければならない。

（許可証の交付）

第 10 条　市長は、条例第 19 条第１項の規定により申請者に対し、許可をしたときは、一般廃棄物処理業許可証（様式第 10 号）又は浄化槽清掃業許可証（様式第 11 号）を交付する。

２　条例第 19 条第２項の規定により許可証を紛失し、又はき損したときは、許可業者が一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業許可証再交付申請書（様式第 12 号）を市長に提出しなければならない。

（事業の休止及び廃止）

第 11 条　条例第 20 条に規定する届出は、一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業（休止・廃止）届出書（様式第 13 号）により行うものとする。

（許可の取消し及び停止命令等）

第 12 条　条例第 21 条に規定する許可の取消し及び停止命令は、一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業許可の取消し・業務停止命令書（様式第 14 号）により行うものとする。この場合において、市長は、許可業者に対して、その処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。

（立入検査員証）

第 13 条　条例第 25 条に規定する立入検査を行う職員の身分を示す証票は、立入検査員証（様式第 15 号）とする。

（廃棄物減量等推進審議会の組織）

第 14 条　条例第 26 条に規定する糸魚川市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）は次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員をもって組織する。

(1)　学識経験者

(2)　市民

(3)　事業者

(4)　廃棄物処理業者

(5)　その他市長が適当と認める者

（会長及び副会長）

第 15 条　審議会に会長及び副会長各１人を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

（会議）

第 16 条　審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）
第１７条　審議会は、審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。
（庶務）
第１８条　審議会の庶務は、環境生活課において処理する。
（その他）
第１９条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。
附　則
（施行期日）
１　この規則は、平成 20 年４月１日から施行する。
（糸魚川市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例施行規則等の廃止）
２　次に掲げる規則は、廃止する。
（1）　糸魚川市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例施行規則（平成 17 年糸魚川市規則第 145 号）
（2）　糸魚川市清掃センター条例施行規則（平成 17 年糸魚川市規則第 147 号）
（経過措置）
３　この規則の施行の日の前日までに、廃止前の糸魚川市廃棄物の処理及び清掃等に関する条例規則又は糸魚川市清掃センター条例規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
附　則（平成 21 年１月 30 日規則第３号）
（施行期日）
１　この規則は、平成 21 年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　この規則による改正後の規定は、この規則の施行の日以後のし尿の収集及び運搬に係るし尿収集運搬委託料から適用し、同日前のし尿の収集及び運搬に係るし尿収集運搬委託料については、なお従前の例による。
付　則（平成 21 年 12 月 28 日規則第 39 号）
（施行期日）
１　この規則は、平成 22 年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　この規則による改正後の規定は、この規則の施行の日以後のし尿の収集及び運搬に係るし尿収集運搬委託料から適用し、同日前のし尿の収集及び運搬に係るし尿収集運搬委託料については、なお従前の例による。
附　則（平成 22 年３月 26 日規則第 29 号）
この規則は、平成 22 年４月１日から施行する。